

事 務 連 絡  
令和 2 年 2 月 28 日

各指定相談支援事業者 管理者様

大阪市福祉局障がい者施策部  
障 が い 支 援 課 長

新型コロナウイルス感染症に係る重度訪問介護等における  
「年末年始等対応基準」の取扱いについて

平素は、本市福祉行政の推進にご理解、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

標題について、重度訪問介護あるいは居宅介護（以下「重度訪問介護等」という。）と生活介護等の日中活動サービスを組み合わせることにより、支給決定時間内で利用している者が、お盆期や年末年始等（以下、「年末年始等」という。）の長期休暇期間に日中活動の場が休業となった場合、または感染症などに罹患し、医師により日中活動などへの通所を一定期間にわたり停止するよう指示された場合に、通常期の重度訪問介護等の支給決定時間では必要な支援が不足する際に適用される「年末年始等対応基準」を設定しています。

今般の新型コロナウイルス感染症により、大阪市からの休業の要請を受け休業した生活介護等の日中活動サービス事業所を利用しており、休業（ただし休業期間が通常期の休日を除き、連続して3日以上である場合に限る。）により通常期の重度訪問介護等の支給決定時間では必要な支援が不足する場合にも適用可能としますので、対象となる方から相談等がありましたら、速やかに各区保健福祉センターに相談していただきますよう、よろしく願いいたします。

【お問い合わせ先】

大阪市福祉局障がい者施策部

障がい支援課（担当：川本・緒方） TEL：06-6208-8245

## (参考) 年末年始対応基準について

### 1 適用範囲

- ① 年末年始、夏季（お盆期）、その他（ゴールデンウィーク等1週間程度の連続した長期休暇）
- ② 感染症等（インフルエンザ等）の罹患により、医師から日中活動への通所停止を指示された期間（ただし、停止期間が、通常期の休日を除き、連続して3日以上である場合に限る。）

### 2 対象者

次の①～④のすべてに該当し、本基準を適用しなければ必要な支援が不足すると考えられる重度の障がいがある方

- ① 重度訪問介護の対象者、あるいは区分4以上の知的障がい者及び精神障がい者
- ② 重度訪問介護等の支給決定者のうち、直近の利用実績（サービス提供実績記録表により確認）が、該当者の基準時間数（最大利用可能時間数）に概ね達している者
- ③ 通常期において重度訪問介護等と日中活動のサービス等を組み合わせた週間計画が立てられている者
- ④ 単身生活者またはこれに準じる者

### 3 支給決定時間数

個々の週間計画の確認を行い、通常期における週末等の対応を考慮し、年末年始等の支援に対応する1日あたりの日中にかかる時間数を「年末年始等対応基準時間」として算定を行います。

そのうえで、該当月において、次のように支給決定を行います。

「通常の支給決定時間」 + (「年末年始等対応基準」 × 「該当月の年末年始等に該当する日数」) = 年末年始等が該当する月の支給決定時間数

### 4 「年末年始等対応基準」の適用までの流れ

重度訪問介護等を利用している方が本基準の適用を希望され、かつ「上記1」の対象者要件に該当される場合は、その方の支給決定を行っている区保健福祉センターに「介護給付費等支給量変更申請書」、「サービス提供実績記録票（写しで可）」及び「年末年始等対応基準の適用を必要とする期間が分かる書類（利用事業所等の休業期間、あるいは医師から日中活動への通所停止を指示された期間が分かる書類）」を提出していただくこ

とになります。

なお、初回の「年末年始等対応基準」の適用に際しましては、非定型の支給決定案として、区保健福祉センターと福祉局との協議を経たのち、障がい支援区分認定審査会に諮る等の手続きが必要であり、申請受付から支給決定までに1か月程度の期間を要することになりますので、ご理解をお願いいたします。